

定款

一般社団法人福祉総合支援機構

令和2年7月22日作成

一般社団法人福祉総合支援機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福祉総合支援機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県清須市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、憲法を守り、介護事業を通じて、高齢者、障がい者、社会的に弱い立場の人が安心、安全、自立、完全な社会参加のできる地域社会づくりを目指し、自由、人権の尊重、民主主義、自然を守るなど社会的責任を果たすことを目的として、次の事業を行う。

1. 介護保険法に基づく下記事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 訪問介護
- ③ 通所介護
- ④ 介護予防、日常生活支援総合事業
- ⑤ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション事業
- ⑥ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ⑦ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ⑧ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
- ⑨ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑩ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ⑪ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

- ⑫ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑬ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ⑭ 夜間対応型訪問介護
- ⑮ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ⑯ 介護予防支援
- ⑰ 在宅介護支援センター事業
- ⑱ 地域包括支援センター事業
- ⑲ 介護タクシー事業、通院等乗降介助事業

- 2. 要介護者、虚弱者、独居高齢者、障害者に対する配食サービス事業
- 3. 患者、障害児、障害者、高齢者及び乳幼児等の移動サービス事業
- 4. 介護ヘルパー育成のための研修及び養成に関する事業
- 5. 有料老人ホームの経営、コンサルティング
- 6. 高齢者及び身障者向けの住宅のリフォーム
- 7. 鍼・灸・マッサージの訪問施術及びこれに関する業務
- 8. 心身の障害及び高齢による日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を行う業務
- 9. 発達障害者支援法に基づく、身体、知的、精神障害等の障害を持った子供達や成人の支援、相談、訓練、就労、療育事業、居宅介護、通所介護、短期入所介護
- 10. 児童福祉法に基づく、身体、知的、精神障害等の障害を持った子供達の支援、相談、訓練、就労、療育事業、居宅介護、通所介護、短期入所介護
- 11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく成人者の支援、相談、訓練、就労、療育事業、居宅介護、通所介護、短期入所介護

- 1 2. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
- 1 3. 医療福祉用の電動ベッド、車椅子並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、貸与、リース
- 1 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく下記業務
 - ① 居宅介護事業
 - ② 重度訪問介護事業
 - ③ 行動援護事業
 - ④ 療養介護事業
 - ⑤ 生活介護事業
 - ⑥ 短期入所事業
 - ⑦ 重度障害者等包括支援事業
 - ⑧ 施設入所支援事業
 - ⑨ 機能訓練、生活訓練などによる自立訓練事業
 - ⑩ 就労移行支援事業
 - ⑪ 就労継続支援事業
 - ⑫ 共同生活援助事業
 - ⑬ 特定相談支援事業、一般相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援事業、障害福祉サービス事業、コミュニケーション支援事業、福祉ホームを運営する事業、成年後見制度利用支援事業、住居入居等支援事業（居住サポート事業）、精神障害者退院促進支援事業、発達障害者支援センター事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、地域活動支援センター事業など地域生活支援事業
 - ⑭ 補装具の給付に関する業務
 - ⑮ 日常生活用具給付に関する業務
 - ⑯ サービス利用計画作成に関する業務

⑰ 同行援護事業

15. 児童福祉法に基づく下記事業

- ① 児童発達支援事業
- ② 放課後等デイサービス事業
- ③ 医療型児童発達支援事業
- ④ 保育所等訪問支援事業
- ⑤ 福祉型障害児入所施設事業
- ⑥ 医療型障害児入所施設事業
- ⑦ 障害児相談支援事業

16. 高齢者、障害者・児、児童やその家族などに対する日常生活に関する相談や情報提供業務

17. 食堂・喫茶店・飲食店の経営及び弁当・食材・雑貨品の販売事業

18. 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業

19. 公共の福祉に関する提言及び情報誌の発行

20. 不動産の売買、交換、貸借及びその仲介、代理並びに管理業務

21. 建築工事、商業施設工事及び設備工事

22. 建物、構築物のリフォーム請負

23. サービス付高齢者専用賃貸住宅の経営及び運営

24. 認可保育園の運営

25. 農林水産物の生産、指導、販売、加工

26. 果樹、果実の栽培、指導、販売、加工

27. 有機培養土の研究、普及、人材育成、生産、販売

28. 福祉有償運送事業

29. 無料低額宿泊所、シェルターハウスの運営事業

30. 産業廃棄物の収集と運搬事業

31. 産業廃棄物の有効利用とその研究、製品の販売

32. 前各号に付帯する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき

は、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 17 条 当法人の理事の員数は、1 名以上とする。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 20 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第 21 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 基金

(基金の拠出)

第23条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第24条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第25条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第26条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 29 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 30 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 31 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 32 条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	杉 山 悦 夫
設立時理事	山 岡 賢 三
設立時理事	高 井 英 実 子
設立時代表理事	杉 山 悦 夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

愛知県清須市土田郷上切51番地ビレッジK&M205

杉山悦夫

愛知県津島市愛宕町一丁目87番地1

山岡賢三

愛知県稲沢市日下部南町一丁目88番地

高井英実子

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人福祉総合支援機構設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士北圭子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和2年7月22日

愛知県清須市土田郷上切51番地ビレッジK&M205

設立時社員 杉山悦夫

愛知県津島市愛宕町一丁目87番地1

設立時社員 山岡賢三

愛知県稲沢市日下部南町一丁目88番地

設立時社員 高井英実子

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

愛知県一宮市平和一丁目 1 番 5 号 駅西ビル 201 号

司法書士 北 圭子